

○道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

（特定交通情報提供事業の届出）

第38条の8 法第109条の3第1項前段の規定による届出は、事業を開始しようとする日の10日前までに、別記様式第24の届出書を提出して行うものとする。

2 法第109条の3第1項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の開始年月日
 - 二 交通情報を提供する道路
 - 三 予測の方法
 - 四 提供する交通情報の種類及び内容
 - 五 交通情報の提供先がこれを用いて交通情報を提供する事業を行う場合には、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、交通情報の提供の方法並びに第2号及び前号に掲げる事項
- 3 第1項の規定は、法第109条の3第1項後段の規定による変更の届出について準用する。この場合において、「事業を開始しようとする日の10日前までに」とあるのは、「変更の日の10日前までに」と読み替えるものとする。

別記様式第24 (略)